

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月9日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 20万9,000円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和5年10月12日午前10時30分頃、市道沢津東雲線 (省 略)

において、南進中の公用車が、後方から直進してきた消防自動車に進路を譲るため左に寄った際、相手方自転車置場の屋根に接触し、破損させた。

報 告 第 2 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

報 告 第 3 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

訴訟上の和解について

国家賠償請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月29日

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 事 件 名 国家賠償請求事件（松山地方裁判所西条支部令和4年（ワ）第78号）
- 2 当 事 者
  - （1）原 告 （省 略）
  - （2）被 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）
- 3 訴 え の 概 要

平成31年1月31日、原告は、腹痛の症状により救急車を要請したが搬送されず、翌日病院を受診したところ約1か月間の入院となった。

救急隊員が、原告を適切な医療機関へ搬送すべき義務を怠り、搬送しなかった過失により、原告は多大な身体的、精神的苦痛を被ったことから、原告は、被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、110万円及びこれに対する平成31年1月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

#### 4 和 解 条 項

- (1) 被告は、原告に対し、平成31年1月31日午後9時41分頃原告方付近で行った救命救急活動において、機器を用いたバイタル測定等を行わず、救急車で搬送することなく、その後の対応も原告に対して配慮を欠くものであったことによって、多大な身体的、精神的苦痛を被らせたことにつき、深謝する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

報 告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

損害賠償の額の決定について

小学校の授業中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月30日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 7万4,669円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和5年10月11日午前7時40分頃、国領川緑地右岸の城下橋北側多目的広場（郷五丁目乙12番2地先）において、児童がソフトボール投げの練習をしていた際、投げたボールが駐車中の普通自動車に当たり、車両を損傷させた。



議案第1号

市道路線の認定、廃止及び変更について

市道路線を次のとおり認定し、廃止し、及び変更する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起 終 点 点	経 過 地
88	大江橋若水線	港町甲319番2地先から 徳常町甲545番9地先ま で	市道西原東須賀線から南へ市道新 田松神子線を経て徳常町甲545番9 地先まで
1152	繁本町3番線	繁本町甲785番3地先か ら繁本町甲770番2地先 まで	繁本町甲785番3地先から南へ主要 地方道壬生川新居浜野田線まで
1153	久保田町二丁目4番線	久保田町二丁目甲943番 16地先から久保田町二 丁目甲943番8地先まで	市道久保田中通り線から南へ久保田 町二丁目甲943番8地先まで
1154	中萩町13番線	中萩町2282番174地先 から中萩町2282番180地 先まで	市道中萩中学校南通り線から北へ中 萩町2282番180地先まで
1155	庄内町二丁目2番線	庄内町二丁目1013番3 地先から庄内町二丁目 1013番11地先まで	市道河内庄内線から北へ庄内町二 丁目1013番11地先まで
1156	宇高町三丁目8番1号線	宇高町三丁目1267番4 地先から宇高町三丁目 1267番6地先まで	市道沢津下原線から南へ宇高町三 丁目1267番6地先まで
1157	八幡一丁目6番1号線	八幡一丁目甲574番6地 先から八幡一丁目甲574 番5地先まで	市道前新開中通り線から北へ東回り に八幡一丁目甲574番5地先まで
1158	八幡一丁目6番2号線	八幡一丁目甲574番6地 先から八幡一丁目甲574 番6地先まで	八幡一丁目甲574番6地先から西へ 八幡一丁目甲574番6地先まで
1159	宇高町五丁目15番線	宇高町五丁目554番16 地先から宇高町五丁目 554番10地先まで	市道宇高東3号線から西へ宇高町五 丁目554番10地先まで

1160	本郷一丁目2番線	本郷一丁目896番1地先から本郷一丁目891番1地先まで	本郷一丁目896番1地先から北へ東回りに本郷一丁目891番1地先まで
------	----------	------------------------------	------------------------------------

## 2 廃止する路線

路線番号	路線名	起終点	経過地
88	大江橋久保田線	港町甲319番4地先から繁本町甲770番2地先まで	市道西原東須賀線から県道壬生川新居浜野田線を通り市道前田多喜浜線まで

## 3 変更する路線

路線番号	変更前 変更後	路線名	起終点	経過地
357	変更前	本郷北支線	本郷一丁目878番4地先から中村松木二丁目1342番2地先まで	県道新居浜港線から市道神明土橋線を通り尻無川左岸堤防まで
	変更後	本郷北支線	本郷一丁目878番4地先から中村松木二丁目1331番9地先まで	一般県道新居浜港線から東へ市道神明土橋線を経て北回りに中村松木二丁目1331番9地先まで

## 提案理由

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定し、並びに路線を廃止し、及び変更するため、本案を提出する。

参照条文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （省 略）

第9条 （省 略）

（路線の廃止又は変更）

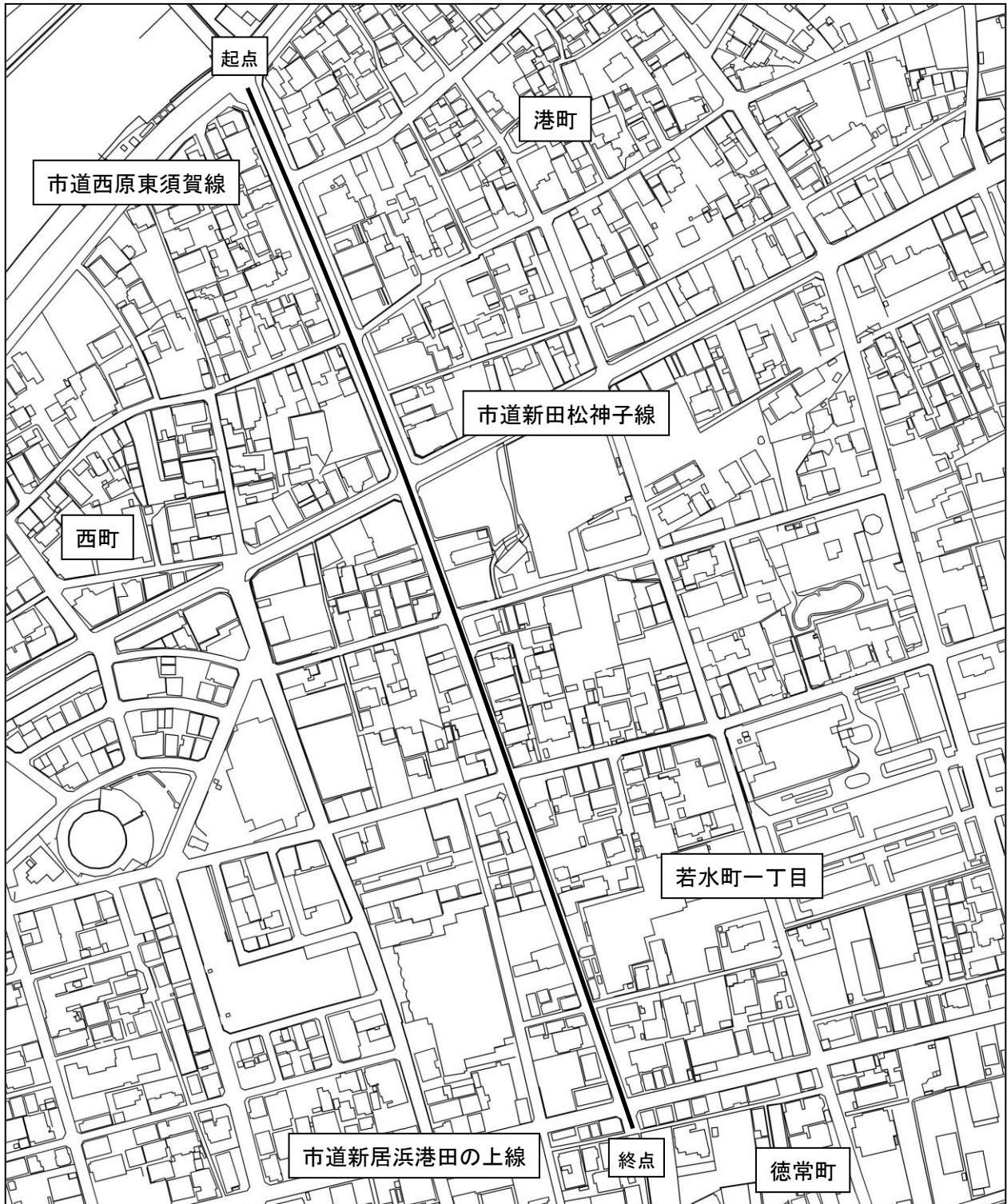
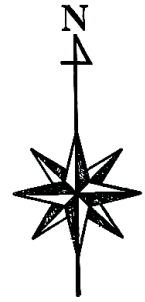
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

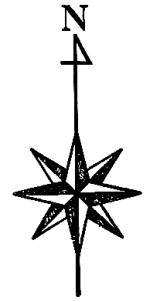
# 認定路線位置図

## 88 大江橋若水線



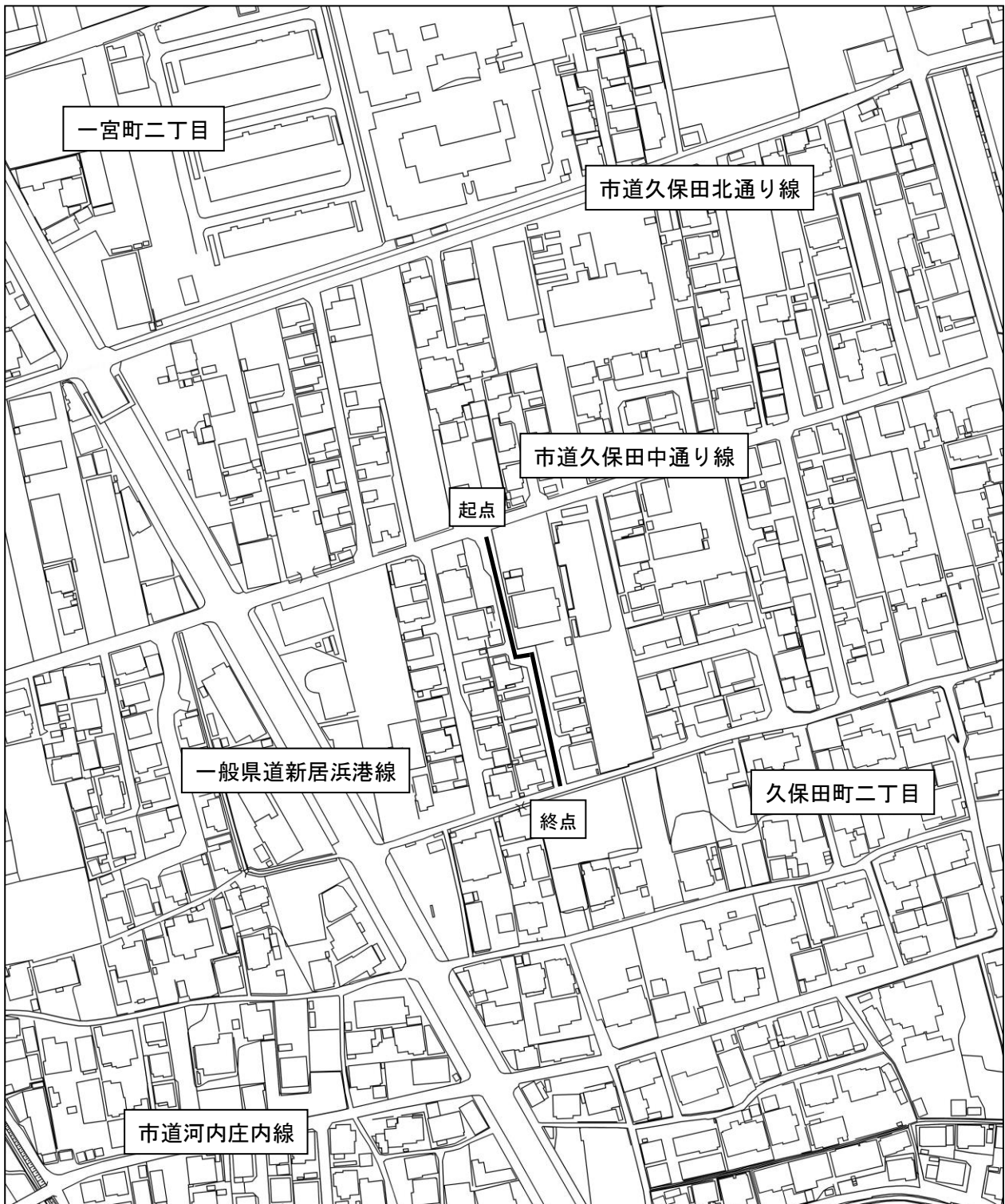
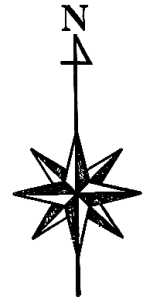
# 認定路線位置図

1 1 5 2 繁本町 3 番線



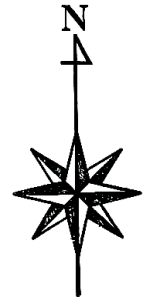
# 認定路線位置図

1 1 5 3 久保田町二丁目 4 番線



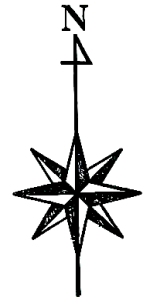
# 認定路線位置図

1 1 5 4 中萩町 1 3 番線



# 認定路線位置図

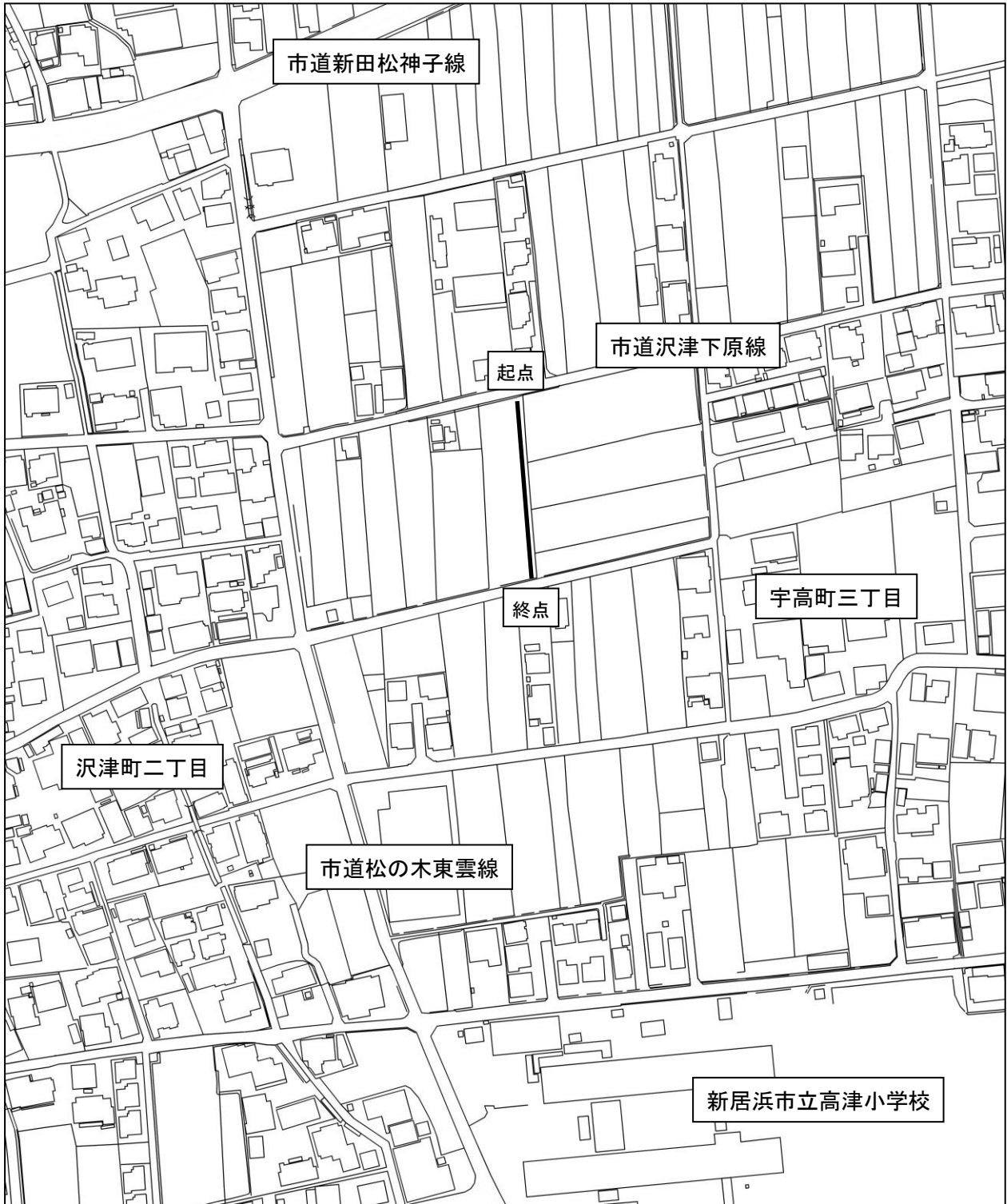
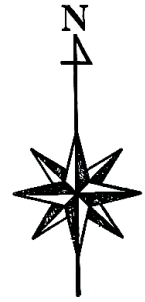
1 1 5 5 庄内町二丁目 2 番線





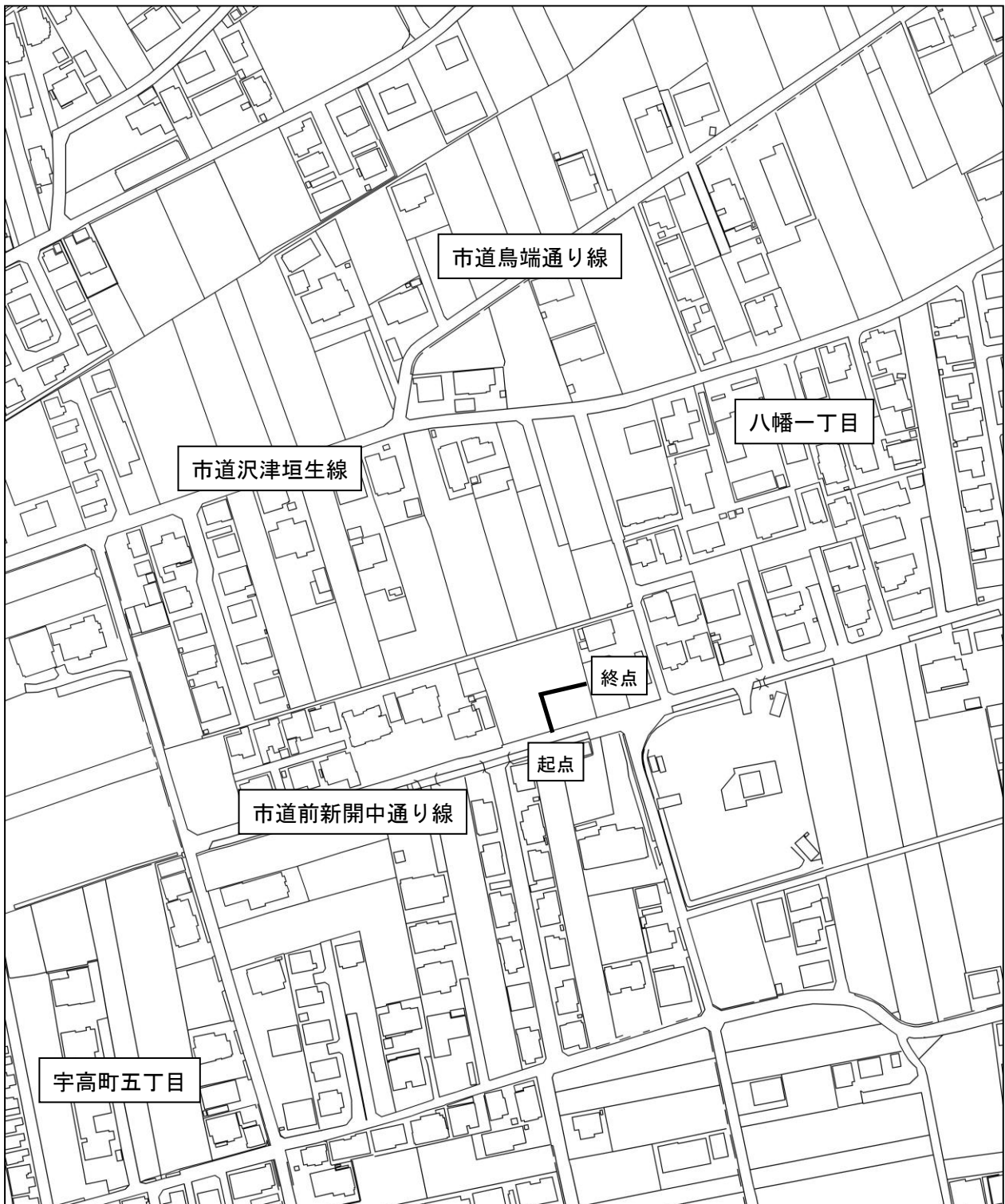
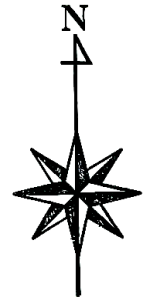
# 認定路線位置図

1156 宇高町三丁目8番1号線



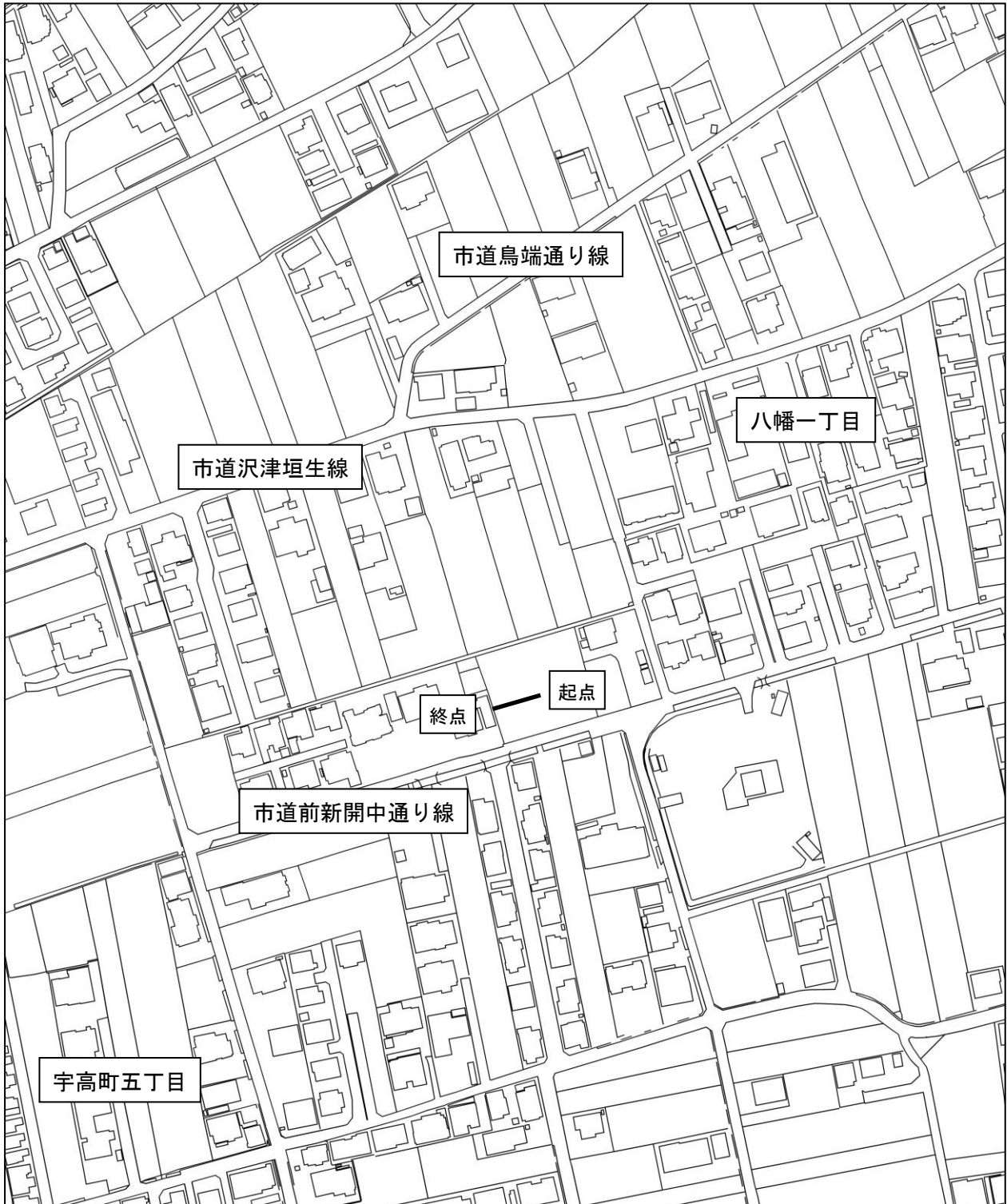
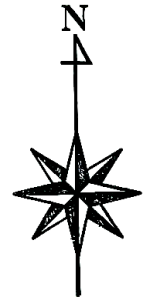
# 認定路線位置図

1 1 5 7 八幡一丁目 6 番 1 号線



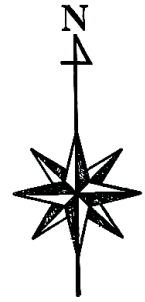
# 認定路線位置図

1 1 5 8 八幡一丁目 6 番 2 号線



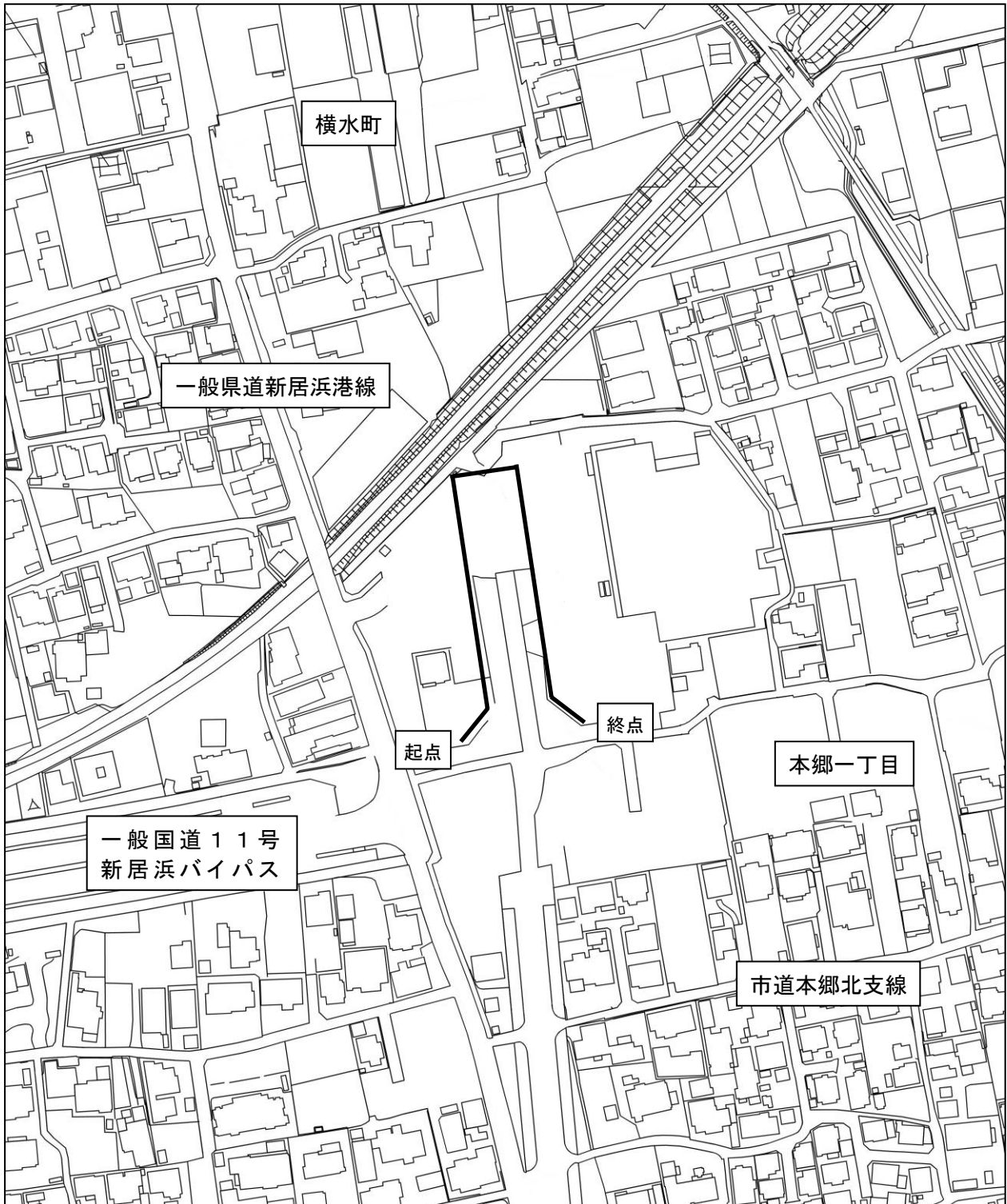
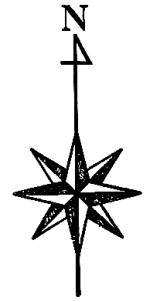
# 認定路線位置図

1 1 5 9 宇高町五丁目 1 5 番線



# 認定路線位置図

1160 本郷一丁目2番線



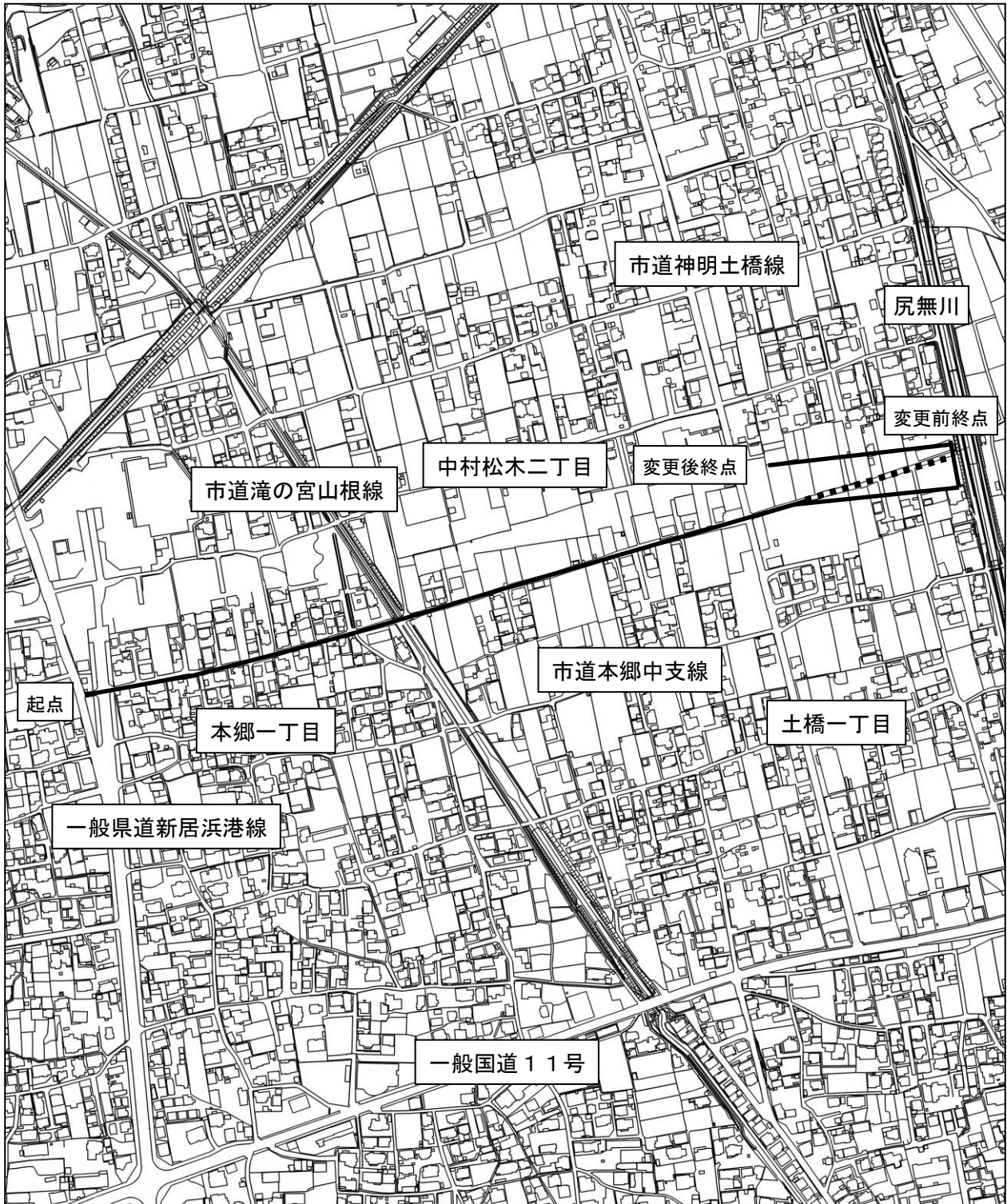
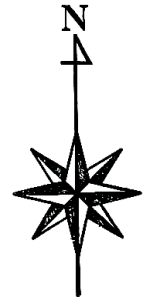
# 廃止路線位置図

## 88 大江橋久保田線



# 変更路線位置図

## 357 本郷北支線



## 議案第2号

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。



## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、法律で規定されていた事項が主務省令で定められることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

## 議案第3号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

## 議案第4号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の54の項、56の項及び57の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表58の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表59の項から61の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第3の2の項事務の欄中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表3の項事務の欄中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築基準法の一部が改正され、

法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

## 議案第5号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

第74条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### 提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、保護命令を規定する条項が変更されたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

## 議案第6号

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定  
について

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例（平成7年条例第29号）の一部を次の  
ように改正する。

第3条第5号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第12条中「備え付け」を「備付け」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文  
整備を行うため、本案を提出する。

## 議案第7号

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

新居浜市建築基準法施行条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の令」に改める。

第8条第2項中「第6条及び第7条」を「前2条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部が改正され、引用法令条項の内容が改められたこと等による  
所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第8号

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新居浜市水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項、第35条第2項ただし書及び第39条第1号中「厚生労働省令」を  
「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部が改正され、厚生労働大臣の権限の一部が国土交通大臣へ移管されることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。



議案第9号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円	
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円	

」を

「

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（戸籍証明書の広域交付を含む。）	1通につき	450円	
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（除籍証明書の広域交付を含む。）	1通につき	750円	

」に、

届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき	350円	
---	-------	------	--

」を

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報提供等記録開示システムを通じて発行する場合及び戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書を同時に交付する場合を除く。）	1件につき	400円	
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報提供等記録開示システムを通じて発行する場合及び除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書を同時に交付する場合を除く。）	1件につき	700円	
届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき	350円	

」に、

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1件につき	350円	
---	-------	------	--

」を

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件につき	350円	
--	-------	------	--

」に

改める。

別表第2第2項第2号オ（ア）中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に改め、同号オ（イ）中「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に改め、同号オ（ウ）中「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に改め、同号オ（エ）中「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に改め、同号オ（オ）中「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に改め、同号オ（カ）中「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に改め、同号オ（キ）中「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に改め、同号オ（ク）中「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改め、同表第10項第2号を次のように改める。

(2) 高压法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、次項及び第19項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの	
ア 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第37条の4第1項の許可を受けた移動式製造設備	6, 000円
イ アに規定する移動式製造設備以外の移動式製造設備	
（ア）処理容積が1, 000万立方メートル以上の設備	91, 000円
（イ）処理容積が500万立方メートル以上1, 000万立方メートル未満の設備	75, 000円
（ウ）処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	60, 000円
（エ）処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	44, 000円
（オ）処理容積が10万立方メートル以上50万立方メー	27, 000円

トル未満の設備	
(カ) 処理容積が 2 万 5, 0 0 0 立方メートル以上 1 0 万立方メートル未満の設備	2 1, 0 0 0 円
(キ) 処理容積が 5, 0 0 0 立方メートル以上 2 万 5, 0 0 0 立方メートル未満の設備	1 6, 0 0 0 円
(ク) 処理容積が 1, 0 0 0 立方メートル以上 5, 0 0 0 立方メートル未満の設備	1 3, 0 0 0 円
(ケ) 処理容積が 2 0 0 立方メートル以上 1, 0 0 0 立方メートル未満の設備	1 1, 0 0 0 円
(コ) 処理容積が 1 0 0 立方メートル以上 2 0 0 立方メートル未満の設備	7, 4 0 0 円

別表第 2 第 1 4 項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号。以下「液石法」という。）」を「液石法」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例中別表第 1 の改正規定は令和 6 年 3 月 1 日から、別表第 2 の改正規定及び次項の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を徴収するため、及び浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改定するため、本案を提出する。

議案第10号

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例

新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「638人」を「651人」に改め、同条第5号中「86人」を「73人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

提案理由

令和6年9月から新居浜市西部学校給食センターが稼働することに伴い、給食関係の職員の数を見直すことから、市長及び教育委員会の事務部局の職員の定数を改めるため、本案を提出する。

議案第11号

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例

新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「並びに期末手当」を「並びに期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条第1項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 給与条例第23条（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、会計年度任用職員（市長が規則で定める職員に限る。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡

した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5」とあるのは「当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50」と、同条第3項中「基準日現在」とあるのは「基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)」と、「給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、フルタイム会計年度任用職員にあっては「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては「市長が規則で定める額」と読み替えるものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 新居浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第23条第1項」を「第23条第1項(会計年度任用職員の給与条例第14条の2の規定により準用する場合を含む。)」に、「職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を「職員」に改める。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、及び期末手当の支給割合を改めるため、本案を提出する。

議案第12号

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

**第1条** 新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

新居浜市西部学校給食センター	新居浜市王子町4番5号
----------------	-------------

**第2条** 新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第2条の表新居浜市高津共同調理場の項を削る。

第4条中「場長又は所長」を「所長」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

提案理由

新たに完成する新居浜市西部学校給食センターを学校給食共同調理場として管理する



ため、及び同センターの稼働に伴い、高津共同調理場からの給食の提供を終了し、同調理場を廃止するため、本案を提出する。

議案第13号

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市市民プール設置及び管理条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

9時30分～13時	13時～17時	17時～20時
2,200円	4,400円	4,400円
3,300円	5,500円	5,500円

」を

「

10時～13時	13時～18時
2,200円	4,400円
3,300円	5,500円

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提案理由

新居浜市東雲市民プールの使用時間を変更することに伴い、50メートルプールの占有に係る使用料の区分を変更するため、本案を提出する。

議案第14号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育施設等における重要事項の閲覧方法を追加するため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

議案第15号

新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「指定居宅介護支援」を「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)」に改め、同条第4項中「地域包括支援センター」を「地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受け

て、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「管理者が同一敷地内にある」を「管理者が」に改める。

第6条第2項中「居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）」を「居宅サービス計画」に、「こと、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を「こと」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第15号ア中「1回、利用者の居宅を訪問し」を「1回」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者



の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第20号中「、居宅サービス計画に」を「、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第18号の2に規定する」に、「訪問介護（」を「訪問介護（同号に規定する」に改め、同条第20号の2中「割合が」を「割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する」に改め、同条第29号中「基づき、」を「基づき、地域包括支援センターの設置者である」に改める。

第24条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する重要事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条前段中「基準該当居宅介護支援」を「基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）」に改める。

第33条第1項中「第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（第32条）」を「第9条及び第15条第27号（これらの規定を前条）」に、

「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第2条** 新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「第1項第4号ア」を「前項第4号ア」に、「以上（」を「以上（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項ただし書に規定する）」に改め、同条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

（8）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（9）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する重要事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第2項中「第42条第2項第3号」を「前条第2項第3号」に改める。

第47条第2項ただし書中「以上( )」を「以上(指定地域密着型サービス基準第6条第2項ただし書に規定する)」に改め、同条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「又は同一敷地内の」を「又は」に、「当該同一敷地内の」を「当該」に、「いう。第83条第1項において同じ」を「いう」に改める。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第59条の5第4項中「開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った」を「開始前に」に改める。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第59条の26第4項中「開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った」を「開始前に」に改める。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第63条第4項中「開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を「開始前に」に改める。

第65条第2項中「以下同じ。）若しくは」を「以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」に改める。

第66条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「かつ、同一敷地内にある」を「かつ、」に改める。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「介護老人保健施設」に改める。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「施設等」に改める。

第121条ただし書中「ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を「ただし、」に改める。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師、看護師又は准看護師が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定す

る指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に、「第59条の16第2項第1号」を「、第59条の16第2項第1号」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1.1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割の分担を行っていること。



(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第4項中「第152条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に、「限る。）又は介護支援専門員（指

定介護療養型医療施設の場合に限る」を「限る」に改める。

第152条第1項第6号中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改める。

第165条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「場合は、同一敷地内にある」を「場合は、」に改める。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等

を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」を「第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2」に改める。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第13項中「前項の別に厚生労働大臣が定める」を「前項の」に改める。

第192条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を「施設等」に改める。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号と

し、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に、「97条第2項」を「第97条第2項」に改める。

第203条第1項中「第202条」を「前条」に、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

附則第5条から第9条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第3条** 新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に改める。

第7条第4項中「開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を「開始前に」に改める。

第9条第2項中「指定居宅サービスをいう。」を「指定居宅サービスをいう。第44

条第6項及び」に、「若しくは指定介護療養型医療施設（」を「若しくは」に、「第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を「第83号）」に、「指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「かつ、同一敷地内にある」を「かつ、」に改める。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する重要事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第1号から第12号まで」を「第1号から第14号まで」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

（10）指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他

の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を「介護老人保健施設」に改め、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「いう。以下同じ」を「いう」に改める。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（新居浜市指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この項において「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「又は同一敷地内にある」を「又は」に、「施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「施設等」に改める。

第79条ただし書中「ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を「ただし、」に改める。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

（新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第4条** 新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。



第2条第4項中「第123条」を「第123号」に改める。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を「事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第3項中「担当職員」を「担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」に改め、同条第4項中「技術を使用する」を「技術を利用する」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第8条中「いう。」を「いう。第12条第2項及び」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「介護保険法施行規則」に改め、同条第4号中「規定」を「規定（第32条第31号の規定を除く。）」に改める。

第17条第1号中「いう。以下同じ」を「いう」に改める。

第23条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する重要事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行

為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第17号ア中「1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を「1回」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」を「月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 3 2 条に次の 1 号を加える。

(31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 1 1 5 条の 3 0 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第 3 4 条中「第 1 2 条」を「第 1 2 条第 1 項」に、「含む。）」を「含む。）」と、第 3 2 条第 3 1 号中「市長」とあるのは「市町村長（特別区の長を含む。）」に改める。

第 3 5 条第 1 項中「第 9 条（第 3 4 条において準用する場合を含む。）及び第 3 2 条第 2 8 号（第 3 4 条」を「第 9 条及び第 3 2 条第 2 8 号（これらの規定を前条」に、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「電磁的記録」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条中新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第 5 条から第 9 条までの改正規定 公布の日
- (2) 第 1 条中新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第 2 4 条に 1 項を加える改正規定、第 2 条中新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 3 4 条に 1 項を加える改正規定、第 3 条中新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 3 2 条に 1 項を加える改正規定及び第 4 条中新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 2 3 条に 1 項を加える改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、第 2 条の規定による

改正後の新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号並びに第3条の規定による新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

#### 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本市における指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の見直しを行う等のため、本案を提出する。

## 議案第16号

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例

新居浜市漁港管理条例（昭和51年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第7条第2項中「危険物」を「危険物等」に改める。

第8条中「漁港区域内」を「漁港の区域内」に改める。

第14条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に、「（以下「採取者等」という）」を「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る）」に改め、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

第18条第6号中「第17条第1項」を「前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、漁港施設等活用事業に係る占用料を徴収するため、

及び法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。

## 令和 6 年度 新居浜市一般会計予算

令和 6 年度新居浜市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 51,456,179 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 26 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行



第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 市税		19,675,368
	1. 市民税	7,151,400
	2. 固定資産税	9,964,060
	3. 軽自動車税	455,517
	4. 市たばこ税	879,802
	5. 入湯税	522
	6. 都市計画税	1,224,067
2. 地方譲与税		363,000
	1. 地方揮発油譲与税	62,000
	2. 自動車重量譲与税	196,000
	3. 森林環境譲与税	48,000
	4. 特別とん譲与税	57,000
3. 利子割交付金		8,900
	1. 利子割交付金	8,900
4. 配当割交付金		80,000
	1. 配当割交付金	80,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		104,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	104,000
6. 法人事業税交付金		297,000

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳入）

千円

款	項	金額
	1. 法人事業税交付金	297,000
7. 地方消費税交付金		2,700,000
	1. 地方消費税交付金	2,700,000
8. ゴルフ場利用税交付金		29,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	29,000
9. 環境性能割交付金		27,000
	1. 環境性能割交付金	27,000
10. 地方特例交付金		477,000
	1. 地方特例交付金	477,000
11. 地方交付税		5,425,000
	1. 地方交付税	5,425,000
12. 交通安全対策特別交付金		12,000
	1. 交通安全対策特別交付金	12,000
13. 分担金及び負担金		247,800
	1. 負担金	247,800
14. 使用料及び手数料		772,080
	1. 使用料	498,510
	2. 手数料	273,570
15. 国庫支出金		7,835,263

歳入歳出予算

（歳入）

千円

歳入歳出予算（歳入）

千円

款	項	金額
	1. 国庫負担金	6,587,249
	2. 国庫補助金	1,227,287
	3. 委託金	20,727
16. 県支出金		3,719,021
	1. 県負担金	2,782,274
	2. 県補助金	706,605
	3. 委託金	230,142
17. 財産収入		77,993
	1. 財産運用収入	27,938
	2. 財産売却収入	50,055
18. 寄附金		731,000
	1. 寄附金	731,000
19. 繰入金		1,422,022
	1. 基金繰入金	1,422,022
20. 繰越金		900,000
	1. 繰越金	900,000
21. 諸収入		1,693,232
	1. 延滞金、加算金及び過料	11,001
	2. 市預金利子	90

歳入歳出予算

（歳入）

千円

歳入歳出予算（歳入）

千円

款	項	金額
	3. 貸付金元利収入	878,746
	4. 雑入	792,457
	5. 受託事業収入	10,938
22. 市債		4,859,500
	1. 市債	4,859,500
歳入合計		51,456,179

歳入歳出予算

（歳入）

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 議会費		357,115
	1. 議会費	357,115
2. 総務費		4,809,498
	1. 総務管理費	3,947,219
	2. 徴税費	439,254
	3. 戸籍住民基本台帳費	281,214
	4. 選挙費	84,172
	5. 統計調査費	14,768
	6. 監査委員費	42,871
3. 民生費		21,353,543
	1. 社会福祉費	10,462,708
	2. 児童福祉費	8,742,363
	3. 生活保護費	2,148,472
4. 衛生費		3,883,506
	1. 保健衛生費	1,182,672
	2. 清掃費	2,461,780
	3. 下水道費	239,054
5. 労働費		332,705
	1. 労働諸費	332,705

歳入歳出予算

（歳出）

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
6. 農林水産業費		749,720
	1. 農業費	456,315
	2. 林業費	196,297
	3. 水産業費	97,108
7. 商工費		1,138,194
	1. 商工費	1,138,194
8. 土木費		5,070,357
	1. 土木管理費	386,930
	2. 道路橋りょう費	958,566
	3. 河川費	70
	4. 港湾費	261,966
	5. 都市計画費	2,142,542
	6. 住宅費	1,320,283
9. 消防費		2,164,398
	1. 消防費	2,164,398
10. 教育費		6,618,542
	1. 教育総務費	1,841,362
	2. 小学校費	767,753
	3. 中学校費	554,201

歳入歳出予算

（歳出）

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
	4. 幼稚園費	204,461
	5. 社会教育費	954,920
	6. 保健体育費	2,295,845
11. 災害復旧費		30,000
	1. 農林水産業施設災害復旧費	20,000
	2. 公共土木施設災害復旧費	10,000
12. 公債費		4,938,601
	1. 公債費	4,938,601
13. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳出合計		51,456,179

歳入歳出予算

（歳出）

千円

第2表 継続費

千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	清掃センター改修事業	1,694,000	令和6年度	154,665
				令和7年度	1,539,335



第3表 債務負担行為

千円

事 項	期 間	限 度 額
新居浜市医師確保奨学金貸付金（R6）	令和7年度から令和11年度まで	12,000
新居浜市歯科衛生士確保奨学金貸付金（R6）	令和7年度から令和8年度まで	2,400
令和6年度新居浜市土地開発公社の借入金に係る債務保証	令和6年度から償還完了まで	元金74百万円及びこれに対する利子相当額
先進消化器内視鏡開発学講座開設寄附金	令和7年度から令和10年度まで	96,000
AED機器のリースに要する経費	令和6年度から令和11年度まで	51,322
仮設保育園舎のリースに要する経費(再リース)	令和6年度から令和7年度まで	6,732

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
港湾建設事業	93,700	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公営住宅整備事業	802,900			
社会資本整備事業	436,600			
社会福祉施設整備事業	71,200			
防災対策事業	1,767,800			
一般廃棄物処理事業	514,900			
地域活性化事業	34,000			
過疎対策事業	72,500			
教育施設等整備事業	945,400			
林業振興事業	14,200			
環境施設整備事業	2,300			
臨時財政対策債	104,000			
計	4,859,500	—	—	—

議案第 18 号

## 令和 6 年度 新居浜市渡海船事業特別会計予算

令和 6 年度新居浜市渡海船事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 187,799 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算

歳入		千円	
款	項	金	額
1. 事業収入			13,873
	1. 事業収入		13,873
2. 諸収入			296
	1. 雑入		296
3. 国庫支出金			36,907
	1. 国庫補助金		36,907
4. 県支出金			50,200
	1. 県補助金		50,200
5. 繰入金			86,523
	1. 一般会計繰入金		86,523
歳入合計			187,799

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		187,799
	1. 総務管理費	187,799
歳出合計		187,799

歳入歳出予算

（歳出）

千円

議案第 19 号

## 令和 6 年度 新居浜市平尾墓園事業特別会計予算

令和 6 年度新居浜市平尾墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,965 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		24,452
	1. 使用料	16,895
	2. 手数料	7,557
2. 諸収入		24
	1. 雑入	24
3. 繰入金		4,489
	1. 基金繰入金	4,489
歳入合計		28,965

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 墓園管理費		20,064
	1. 墓園管理費	20,064
2. 公債費		8,901
	1. 公債費	8,901
歳出合計		28,965

歳入歳出予算

（歳出）

千円



## 令和 6 年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度新居浜市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,847,469 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 26 日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算

歳入		千円
款	項	金額
1. 国民健康保険料		1,589,949
	1. 国民健康保険料	1,589,949
2. 一部負担金		1
	1. 一部負担金	1
3. 使用料及び手数料		750
	1. 手数料	750
4. 繰入金		1,250,001
	1. 一般会計繰入金	1,250,001
5. 諸収入		56,775
	1. 延滞金、加算金及び過料	2,500
	2. 雑入	54,275
6. 県支出金		8,949,992
	1. 県補助金	8,949,992
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
歳入合計		11,847,469

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		232,337
	1. 総務管理費	191,403
	2. 国民健康保険団体連合会負担金	7,500
	3. 保険料徴収費	20,267
	4. 運営協議会費	535
	5. 医療費適正化特別対策事業費	12,632
2. 保険給付費		8,761,129
	1. 療養諸費	7,527,126
	2. 高額療養費	1,198,840
	3. 葬祭諸費	4,000
	4. 移送費	750
	5. 出産育児諸費	30,013
	6. 傷病手当諸費	400
3. 共同事業拠出金		5
	1. 共同事業拠出金	5
4. 保健事業費		127,659
	1. 保健事業費	26,383
	2. 特定健康診査等事業費	101,276
5. 諸支出金		62,330

歳入歳出予算

（歳出）

千円

歳入歳出予算（歳出）

千円

款	項	金額
	1. 一部負担金	1
	2. 償還金及び還付加算金	62,329
6. 国民健康保険事業費納付金		2,664,009
	1. 医療給付費分	1,909,780
	2. 後期高齢者支援金等分	587,729
	3. 介護納付金分	166,500
歳出合計		11,847,469

歳入歳出予算

（歳出）

千円

## 令和 6 年度 新居浜市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度新居浜市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,016,919 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 26 日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 保険料		2,463,147
	1. 介護保険料	2,463,147
2. 使用料及び手数料		500
	1. 手数料	500
3. 国庫支出金		3,544,431
	1. 国庫負担金	2,441,990
	2. 国庫補助金	1,102,441
4. 支払基金交付金		3,656,992
	1. 支払基金交付金	3,656,992
5. 県支出金		1,918,448
	1. 県負担金	1,820,148
	2. 県補助金	98,300
6. 繰入金		2,431,039
	1. 一般会計繰入金	2,196,566
	2. 基金繰入金	234,473
7. 諸収入		2,362
	1. 延滞金、加算金及び過料	550
	2. 雑入	1,812
歳入合計		14,016,919

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		257,208
	1. 総務管理費	133,245
	2. 徴収費	11,074
	3. 介護認定審査会費	112,889
2. 保険給付費		13,077,359
	1. 介護、介護予防サービス等諸費	12,746,859
	2. 特定入所者介護サービス等費	330,500
3. 諸支出金		6,050
	1. 償還金及び還付加算金	6,050
4. 地域支援事業費		676,302
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	424,270
	2. 一般介護予防事業費	43,248
	3. 包括的支援事業費	172,715
	4. 任意事業費	34,700
	5. その他諸費	1,369
歳出合計		14,016,919

歳入歳出予算

（歳出）

千円

## 令和 6 年度 新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 6 年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,334,319 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行



第1表 歳入歳出予算

歳入

千円

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		1,602,981
	1. 後期高齢者医療保険料	1,602,981
2. 使用料及び手数料		20
	1. 手数料	20
3. 繰入金		643,175
	1. 一般会計繰入金	643,175
4. 繰越金		85,000
	1. 繰越金	85,000
5. 諸収入		3,143
	1. 延滞金、加算金及び過料	101
	2. 償還金及び還付加算金	3,040
	3. 雑入	2
歳入合計		2,334,319

歳入歳出予算

(歳入)

千円

歳入歳出予算（歳出）

歳出

千円

款	項	金額
1. 総務費		58,492
	1. 総務管理費	52,441
	2. 徴収費	6,051
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2,272,777
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,272,777
3. 諸支出金		3,050
	1. 償還金及び還付加算金	3,050
歳出合計		2,334,319

歳入歳出予算

（歳出）

千円

## 令和6年度 新居浜市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新居浜市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	56,595 戸
(2) 年間給水量	12,288,233 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	33,666 m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	1,375,247 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,348,610 千円
第1項 営業収益	2,048,763 千円
第2項 営業外収益	299,843 千円
第3項 特別利益	4 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,863,875 千円
第1項 営業費用	1,738,686 千円
第2項 営業外費用	119,409 千円
第3項 特別損失	2,780 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,338,617千円は、過年度分損益勘定留保資金227,592千円、当年度分損益勘定留保資金451,356千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金350,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額109,669千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	370,238 千円
第1項 企業債	273,000 千円
第2項 分担金	97,238 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,708,855 千円
第1項 建設改良費	1,375,247 千円
第2項 企業債償還金	333,608 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 273,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和6年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 3.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 356,471 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

## 令和6年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和6年度新居浜市工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	3事業所
(2) 年間総給水量	16,077,000 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	46,600 m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	264,248千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	265,559千円
第1項 営業収益	253,135千円
第2項 営業外収益	12,424千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	229,807千円
第1項 営業費用	200,327千円
第2項 営業外費用	27,480千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 196,831千円は、過年度分損益勘定留保資金 112,325千円、当年度分損益勘定留保資金4,655千円、減債積立金10,000千円、建設改良積立金50,000千円、当年度分消費税資本的収支調整額 19,851千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	82,810 千円
第1項 企業債	50,000 千円
第2項 長期貸付金償還金	32,810 千円

支 出

第1款 資本的支出	279,641 千円
第1項 建設改良費	264,248 千円
第2項 企業債償還金	15,393 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	千円 50,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和6年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により翌年度に繰越し借入れることができる。	年 3.0 %	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 47,336 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行



## 令和6年度 新居浜市公共下水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和6年度新居浜市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水処理戸数	33,550 戸
(2) 年間総処理水量	8,739,000 m <sup>3</sup>
1日平均処理水量	23,942 m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	1,859,376 千円

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 下水道事業収益	4,074,611 千円
第1項 営業収益	2,457,970 千円
第2項 営業外収益	1,616,059 千円
第3項 特別利益	582 千円

#### 支 出

第1款 下水道事業費用	3,993,938 千円
第1項 営業費用	3,409,521 千円
第2項 営業外費用	578,497 千円
第3項 特別損失	2,920 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,730,129千円は、過年度分損益勘定留保資金590,051千円、当年度分損益勘定留保資金848,987千円、減債積立金200,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 91,091千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,443,900 千円
第1項 企業債	1,541,900 千円
第2項 出資金	220,000 千円
第3項 負担金	38,000 千円
第4項 国庫支出金	644,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,174,029 千円
第1項 建設改良費	1,859,376 千円
第2項 企業債償還金	2,281,842 千円
第3項 長期借入金償還金	32,811 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,541,900	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和6年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により翌年度に繰越し借入れすることができる。	年3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 264,254 千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、398,700千円である。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

## 令和 5 年度 新居浜市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度新居浜市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 379,812千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,312,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市税		20,181,002	350,000	20,531,002
	1. 市民税	7,807,273	100,000	7,907,273
	2. 固定資産税	9,837,853	250,000	10,087,853
11. 地方交付税		5,531,176	275,858	5,807,034
	1. 地方交付税	5,531,176	275,858	5,807,034
15. 国庫支出金		11,606,870	△11,521	11,595,349
	1. 国庫負担金	6,544,145	14,598	6,558,743
	2. 国庫補助金	5,037,430	△26,119	5,011,311
16. 県支出金		3,858,363	103,260	3,961,623
	1. 県負担金	2,718,560	92,093	2,810,653
	2. 県補助金	886,240	11,167	897,407
17. 財産収入		70,719	4,804	75,523
	1. 財産運用収入	30,874	4,804	35,678
18. 寄附金		686,000	437	686,437
	1. 寄附金	686,000	437	686,437
19. 繰入金		2,642,450	△103,977	2,538,473
	1. 基金繰入金	2,642,450	△103,977	2,538,473
21. 諸収入		1,702,316	137,151	1,839,467

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)



歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,791,428	300,173	6,091,601
	1. 総務管理費	4,815,808	319,573	5,135,381
	2. 徴税費	467,143	5,100	472,243
	4. 選挙費	130,736	△24,500	106,236
3. 民生費		23,869,557	159,636	24,029,193
	1. 社会福祉費	12,708,924	157,543	12,866,467
	2. 児童福祉費	8,935,204	72,093	9,007,297
	3. 生活保護費	2,225,429	△70,000	2,155,429
4. 衛生費		4,094,666	△169,341	3,925,325
	1. 保健衛生費	1,639,449	△31,841	1,607,608
	2. 清掃費	2,213,265	△137,500	2,075,765
6. 農林水産業費		889,367	85,226	974,593
	1. 農業費	581,768	85,201	666,969
	2. 林業費	209,832	25	209,857
7. 商工費		2,387,712	67,884	2,455,596
	1. 商工費	2,387,712	67,884	2,455,596
8. 土木費		5,384,853	△67,060	5,317,793
	2. 道路橋りょう費	1,543,595	△120,852	1,422,743

歳入歳出予算補正

( 歳出 )

千 円

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 港湾費	355,882	42,167	398,049
	5. 都市計画費	2,341,612	11,625	2,353,237
9. 消防費		1,615,570	6,114	1,621,684
	1. 消防費	1,615,570	6,114	1,621,684
10. 教育費		7,337,510	△2,820	7,334,690
	4. 幼稚園費	262,716	△55,000	207,716
	5. 社会教育費	982,930	51,751	1,034,681
	6. 保健体育費	3,416,209	429	3,416,638
歳出合計		56,933,009	379,812	57,312,821

歳入歳出予算補正

( 歳出 )

千 円



第2表 継続費補正

変更

千円

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎大規模改修事業	2,287,100	令和5年度	503,640	1,501,800	令和5年度	102,960
				令和6年度	1,385,560		令和6年度	564,160
				令和7年度	397,900		令和7年度	834,680
4 衛生費	2 清掃費	清掃センター施設整備事業	220,000	令和5年度	137,500	169,600	令和5年度	0
				令和6年度	82,500		令和6年度	169,600
10 教育費	1 教育総務費	地域防災施設整備事業	322,500	令和5年度	122,500	716,142	令和5年度	122,500
				令和6年度	200,000		令和6年度	593,642

第3表 繰越明許費補正

追加

千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	山田社宅整備事業	107,500
	2 徴税費	定額減税対応事業費	5,100
3 民生費	1 社会福祉費	価格高騰重点支援給付金支給事業費	53,172
		介護基盤整備等事業	60,405
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健推進費	10,980
		エネルギー地産地消推進事業費	1,050
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費	79,600
		畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費	3,910
		ため池等整備事業	30,967
		跨高速道路橋耐震対策事業	24,100
	2 林業費	別子山地区林道等開設事業	11,000
	3 水産業費	漁港施設機能保全事業	47,000
7 商工費	1 商工費	新居浜市新製品・新技術開発支援事業費	3,000
		中小企業DX促進支援事業費	4,000

千円

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道路整備事業	10,800
		宇高西筋線改良事業	14,517
		新居浜東港線側道整備事業	21,379
		原地庄内線改良事業	60,600
		橋りょう長寿命化事業	161,102
		自転車道整備事業	2,141
		上部東西線改良事業(地方道)	149,885
	4 港 湾 費	単独港湾施設改修事業	15,800
		港湾施設改修事業	63,426
		港湾・海岸補修事業	22,100
	5 都 市 計 画 費	上部東西線改良事業(街路)	149,896
		公園長寿命化対策事業	29,364
		滝の宮公園リニューアル事業	60,308
		宇高西筋線改良事業(街路)	26,000
	6 住 宅 費	市営住宅改善事業	49,349
	10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	文化施設環境整備事業
5 社 会 教 育 費		旧広瀬邸等保存活用事業	51,171
6 保 健 体 育 費		体育施設環境整備事業	6,974

第4表 地方債補正  
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 建 設 事 業	千円 155,600	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 192,000	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社 会 資 本 整 備 事 業	1,023,300				958,500			
防 災 対 策 事 業	539,700				295,000			
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	267,100				164,000			
計	4,848,348				—			

議案第27号

## 令和5年度 新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月26日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	総務管理費	18,000

## 令和5年度 新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,395千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,293,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料		1,793,650	△40,000	1,753,650
	1. 国民健康保険料	1,793,650	△40,000	1,753,650
4. 繰入金		1,289,679	57,420	1,347,099
	1. 一般会計繰入金	1,284,679	57,420	1,342,099
6. 県支出金		9,159,654	△32,819	9,126,835
	1. 県補助金	9,159,654	△32,819	9,126,835
8. 財産収入		0	4	4
	1. 財産運用収入	0	4	4
歳入合計		12,309,068	△15,395	12,293,673

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)



歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 国民健康保険事業費納付金		2,919,574	△15,399	2,904,175
	1. 医療給付費分	2,121,080	△15,399	2,105,681
7. 基金積立金		0	4	4
	1. 基金積立金	0	4	4
歳出合計		12,309,068	△15,395	12,293,673

歳入歳出予算補正

( 歳出 )

千 円

## 令和5年度 新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,447,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 財産収入		0	587	587
	1. 財産運用収入	0	587	587
歳入合計		14,447,060	587	14,447,647

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)



## 令和5年度 新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,991,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月26日 提出

新居浜市長 石川 勝行



歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,904,459	25,000	1,929,459
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,904,459	25,000	1,929,459
歳出合計		1,966,247	25,000	1,991,247

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

## 令和5年度 新居浜市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度新居浜市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和5年度新居浜市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,909,006 千円	4,816 千円	1,913,822 千円
第2項 営業外費用	128,796 千円	4,816 千円	133,612 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,340,060千円は、過年度分損益勘定留保資金567,343千円、当年度分損益勘定留保資金356,482千円、減債積立金150,000千円、建設改良積立金150,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額116,235千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,284,290千円は、過年度分損益勘定留保資金567,343千円、当年度分損益勘定留保資金305,782千円、減債積立金150,000千円、建設改良積立金150,000千円、消費税資本的収支調整額111,165千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	473,110 千円	55,770 千円	528,880 千円
第3項 国庫支出金	0 千円	55,770 千円	55,770 千円

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行



## 令和5年度 新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度新居浜市工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	456,546 千円	△ 49,000 千円	407,546 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 342,610千円は、過年度分損益勘定留保資金247,337千円、減債積立金10,000千円、建設改良積立金50,000千円、当年度分消費税資本的収支調整額35,273千円で補填するものとする。)、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 305,210千円は、過年度分損益勘定留保資金212,284千円、減債積立金10,000千円、建設改良積立金50,000千円及び消費税資本的収支調整額32,926千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	125,510 千円	△ 11,600 千円	113,910 千円
第2項 国庫支出金	42,700 千円	△ 11,600 千円	31,100 千円

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	468,120 千円	△ 49,000 千円	419,120 千円
第1項 建設改良費	456,546 千円	△ 49,000 千円	407,546 千円

(継続費の補正)

第4条 継続費を次のとおり補正する。

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	工業用水道施設強靱化事業	440,000	4	231,000	391,000	4	231,000
				5	209,000		5	160,000
							6	0
				計	440,000		計	391,000

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝 行

## 令和5年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和5年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	1,929,496 千円	143,300 千円	2,072,796 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,714,856千円は、過年度分損益勘定留保資金603,405千円、当年度分損益勘定留保資金925,998千円、減債積立金100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額85,453千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,709,352千円は、過年度分損益勘定留保資金603,405千円、当年度分損益勘定留保資金925,180千円、減債積立金100,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額80,767千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	2,614,700 千円	148,804 千円	2,763,504 千円	
第1項 企業債	1,638,700 千円	59,700 千円	1,698,400 千円	
第4項 国庫支出金	688,000 千円	89,104 千円	777,104 千円	

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	4,329,556 千円	143,300 千円	4,472,856 千円	
第1項 建設改良費	1,929,496 千円	143,300 千円	2,072,796 千円	

(継続費の補正)

第4条 継続費を次のとおり補正する。

追 加

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ場改築事業 (遠隔監視設備、ポンプ設備等)	578,000	5	100,000
				6	200,000
				7	278,000
				計	578,000

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	下水処理場改築事業 (その3)	523,000	3	100,000	505,000	3	100,000
				4	160,000		4	160,000
				5	263,000		5	245,000
				計	523,000		計	505,000
資本的支出	建設改良費	下水処理場改築事業 (自家用発電設備、中央監視装置等)	660,000	5	130,000	660,000	5	100,000
				6	260,000		6	260,000
				7	270,000		7	300,000
				計	660,000		計	660,000

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり変更する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,638,700	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和5年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年3.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,698,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行